

各種申請手続きに本人確認書類 (個人番号確認と身元確認)の提示が必要です

マイナンバー制度により、建設国保も医療保険業務を取り扱う関係から、法律により被保険者の皆様の個人番号を収集・管理しなければなりません。平成28年1月からは個人番号欄がある申請書等に個人番号(マイナンバー)の記入が必要になりました。

また、平成29年7月から国や自治体などの求めに応じて、医療に関する資格や給付の情報を提供することが義務付けられています。ご理解・ご協力をお願いいたします。




個人番号の利用目的について

当国保組合は、被保険者の個人番号を番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務」において、適用、給付及び徴収義務で利用します。

本人確認(個人番号確認と身元確認)について

申請手続きの際は、法律により本人確認が義務付けられています。

資格取得の届出や現金給付などの申請手続きの際、なりすまし等事故防止のため、本人確認として**個人番号(マイナンバー)が確認できる公的書類**(個人番号カード等)と**身元確認ができる公的書類**(運転免許証等)の提示が必要です。

窓口に来た人	本人確認(個人番号確認、身元確認)ができるもの(例)		
組合員	①個人番号カード  	②通知カード  + 運転免許証(※1) または パスポート(※2)	③個人番号入り住民票 + 運転免許証(※1) または パスポート(※2)
組合員と 同一世帯の家族	窓口に来た人の身元確認書類 + 組合員本人の番号確認書類 (運転免許証(※1)) (個人番号カード、通知カード) (パスポート(※2)) (個人番号入りの住民票)		
代理人	委任状+代理人の身元確認書類 + 組合員本人の番号確認書類 (運転免許証(※1)) (個人番号カード、通知カード) (パスポート(※2)) (個人番号入りの住民票)		

(※1)(※2)がない場合は、健康保険被保険者証と年金手帳等、複数の公的書類の提示が必要です。